

保育施設等利用開始後の手続きについて

◎ 教育・保育給付認定の変更申請（届出）

支給認定証の記載内容や保育を必要とする事由等に変更があった場合は、必ず、下記の変更の申請（届出）をしてください。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となりますので、ご注意ください。

（※）支給認定の変更は、玉川村教育委員会において申請書類及び必要書類を受理後、原則、翌月の初日からとなります。変更がある場合は、お早目に手続きください。

変更後の内容により、有効期間や保育料（利用者負担額）が変更になる場合があります。

【支給認定変更の手続きについて】

変 更 内 容			必 要 書 類
住所	玉川村内で転居した		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
	玉川村外へ転出（※1）		退所届（施設へ提出）
保護者の連絡先が変更になった			教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
氏名変更	在所児または保護者		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
	その他の親族		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
保護者の変更			教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
世帯構成の変更	保護者の離婚・別居		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） ひとり親家庭と分かる書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し等）
	保護者の婚姻		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 婚姻した相手の保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）
	上記以外の変更		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
支給認定区分、保育必要量の変更			教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 変更が必要となる状況が確認できる書類（変更後の就労証明書等）
事 由	勤務先変更	就職・転職する	教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 新しい勤務先の「就労証明書」
		自営業を開業する	教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 営業の確認ができるもの（開業届等）
		育児休業明けで復職する	教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 就労証明書
	求職活動（※2）		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 求職活動申立書
	妊娠・出産		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 母子健康手帳の写し（保護者の氏名と分娩予定日記載ページ）
	育児休業を取得する（※3）		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 育児休業期間が記載された就労証明書

変 更 内 容			必 要 書 類
事 由	疾病・障害	病気になった	教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 入所理由申立書 診断書
		障害者手帳が 交付された	教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 入所理由申立書 身体障害者手帳等の写し
	介護・看護をする		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 入所理由申立書 診断書や身体障害者手帳、介護保険証等、要介護者の病状が証明できる書類の写し
	就学する		教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 入学理由申立書 在学証明書等の写し 授業カリキュラム表など就学状況が確認できる書類の写し

（※１）村外に転出後も、在所していた保育施設等の継続利用を希望する場合は、転出先の市町村において所定の手続きが必要です。継続利用を希望する場合には、教育委員会までお問い合わせください。

（※継続利用希望に添えないこともあります。）

（※２）期間中に就労証明書を提出した場合には、利用可能期間を延長します。

（月６４時間以上の就労で保育施設等の利用対象となります。）

（※３）育児休業中は、本来は保育が必要な状態ではありませんが、次の条件を満たす場合は引き続き利用ができます。

① 育児休業開始前の保育所等の利用状態が「就労（産休）」であったこと。

※注 利用開始時に「妊娠・出産」の事由だった場合は、出産の認定期間で保育施設等の利用は終了します。

② 育児休業の期間が、最大で生まれた子の１歳の誕生日の前日までであること。

◎ 現況届

支給認定を受けた方には、毎年認定要件の確認のために「現況届」を提出いただきます。（１１月頃）

◎ 施設の退所・支給認定の取消し

保育の必要な事由を満たさなくなり、家庭での保育が可能になった場合や村外に転出された場合等は、施設の退所手続き及び支給認定の取消しの手続きが必要となります。